

### 30 監査公表第 12 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、平成 30 年 11 月 15 日に福岡市長から行政監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 13 日

福岡市監査委員	阿 部 正 剛
同	倉 元 達 朗
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

#### 1 監査報告と措置の件数

30 監査公表第 6 号（平成 30 年 5 月 17 日付 福岡市公報第 6489 号公表）

（債権管理事務の執行状況について）

・・・3件

#### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

（行政監査）

##### 1 債権管理事務の執行状況について

（監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）

監 査 の 結 果	市 の 見 解
<p>1 債権管理の基本的な事務処理の推進</p> <p>(1) 債権管理に関する事務処理マニュアルの整備</p> <p>債権管理を適正かつ円滑に進めるにあたっては、債権管理を含む業務全体の手続の流れを整理し、債権管理に関する基本的な事務処理を確立して組織的に進めていく必要がある。その上で事務処理マニュアルの整備は有効と考えられるため、未整備の所管課においては、債権管理に係る業務量等に応じた事務処理マニュアルの整備を検討するとともに、整備済みの所管課においても、財政局が策定した債権管理マニュアルと整合がとれ、実務に即した内容となっているか改めて確認された。</p> <p style="text-align: right;">（財政局財産活用課）</p>	<p>債権管理に関する事務処理マニュアルの整備については、小規模債権所管課における個別マニュアル整備に関する課題やニーズを把握するため、平成 30 年 6 月に所属アンケートを実施した（取りまとめ結果は、全庁共有済）。</p> <p>この所属アンケートの分析を踏まえ、個別マニュアル未整備の本庁主管課と共に、各区に共通する債権に係るマニュアル整備を優先課題とし、整備を推進した（一部の所管課については、平成 30 年度中に整備完了予定）。</p> <p>また、マニュアル整備済みの所管課に対しても、個別協議等を通じて、必要に応じ、マニュアル改訂の検討を支援している。</p> <p>さらに、現行の「債権管理マニュアル」にはない、強制徴収債権や法的措置に関するマニュアル策定に向けた検討を進めて</p>

	いる（平成 30 年度中の策定予定）。
<p>(2) 債権管理に関する研修の拡充</p> <p>財政局が策定した債権管理マニュアルは、本市の非強制徴収債権の管理に関する手順及び法令解釈を示し、債権管理に関する基本的な事項や手順について理解できる有意義な内容となっているが、所管課に対しヒアリングをする中で、担当者の債権管理マニュアルをはじめとする基本的な理解が十分とは言えない状況が見受けられた。</p> <p>一部の不適切な事務処理については、複雑な債権管理事務に関する担当者の専門的知識や実務経験の不足もあると考えられる。一方で、債権管理に関する研修が行われているのは半数以下となっていることから、専門性向上のため財政局及び各所管部局による債権管理に関する研修機会の拡大や研修内容の一層の充実に努められたい。</p> <p>(財政局財産活用課)</p>	<p>6月下旬に実施した「債権管理基礎研修」においては、非強制徴収債権所管課へ個別に受講を勧奨し、研修受講機会の確保を図った。その結果、平成 29 年度の 24 名から、平成 30 年度は 80 名と 3 倍強の受講があった。</p> <p>債権管理に関する研修の拡充については、小規模債権所管課における職員研修に関する課題やニーズを把握するため、平成 30 年 6 月に所属アンケートを実施した（取りまとめ結果は、全庁共有済）。</p> <p>所属アンケートにより見えた課題やニーズに基づき、非強制徴収債権向けの新たな研修を平成 30 年 11 月以降に実施することとしており、債権管理に関する研修機会の拡大や研修内容の一層の充実に努めていく。</p>
<p>2 債権管理に関する民間委託活用の検討</p> <p>債権管理については、初期滞納対策などで民間委託を活用している事例が見受けられた。費用対効果等を踏まえ、滞納者や滞納債権の件数が一定数以上存在し、一定規模の定型化した業務で民間のノウハウを活かせるような場合には、事務の集約化を含め、民間委託の活用により効果的・効率的な債権管理の実施につながることが期待できる。現状において徴収に向けた取組みが十分にできていない債権等については、民間委託活用の可能性について検討されたい。</p> <p>(財政局財産活用課)</p>	<p>主要債権（平成 27 年度末時点において収入未済額が 1 億円以上の債権）に係る他の政令市の民間委託活用の取組状況を調査し、各所管部局に対し、調査結果の共有を行った。</p> <p>今後は、費用対効果を踏まえ、民間事業者の活用の可能性や、活用方法について検討していく。</p>